４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和４年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項第４号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」までの各欄　連結申告法人（令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号）第１条及び第２条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和４年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を各欄の上段に外書として記載すること。

［⑵　略］

⑶　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　欄中「（⑮の１）－（⑮の２）」とあるのは、「（（⑮の１）＋（⑮の１の外書））－（（⑮の２）＋（⑮の２の外書））」として計算すること。

⑷　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　欄中「（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３）」とあるのは、「（（⑰の１）＋（⑰の１の外書））－（（⑰の２）＋（⑰の２の外書））＋（（⑰の３）＋（⑰の３の外書））」として計算すること。

４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項第４号若しくは第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑯」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」の各欄　連結申告法人（令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号若しくは令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号イ若しくは令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

［⑵　同左］

⑶　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　欄中「（⑮の１）－（⑮の２）」とあるのは「（（⑮の１）＋（⑮の１の外書））－（（⑮の２）＋（⑮の２の外書））」として計算すること。

⑷　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　欄中「（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３）」とあるのは「（（⑰の１）＋（⑰の１の外書））－（（⑰の２）＋（⑰の２の外書））＋（（⑰の３）＋（⑰の３の外書））」として計算すること。